



写真 6-28



写真 6-29



写真 6-30

写真 7.6-3(2) 春海橋公園

イ 既存の自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化及び触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

「ア 既存の自然のとの触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度」に示したとおり、既存の自然との触れ合い活動の場に改変はなく、既存の自然との触れ合い活動の場が持つ機能に変化はなかった。また、計画施設及び計画施設周辺に緑地の散策路や憩いの場、豊洲地区の周囲を巡る親水護岸等が整備されたことで、市場を見学する方等が自然と触れ合える機能がより充実した（写真 6-31）。

また、既存の自然との触れ合い活動の場である 3 つの公園に向けて幹線道路に沿った広幅員の歩道（写真 6-32）や、水際にウォーターフロント・プロムナードが整備された。また、ゆりかもめの市場前駅と幹線道路を挟んだ街区間をつなぐ歩行者デッキ（写真 6-33、写真 6-34）、幹線道路と立体交差する護岸道路（写真 6-35）の整備により、歩行者動線の連続性が確保され、利用者が既存の自然との触れ合い活動の場までの利用経路の利便性は向上した。



写真 6-31



写真 6-32



写真 6-33



写真 6-34



写真 6-35

写真 7.6-4 歩行者動線

(2) 予測条件の状況

ア 計画建築物の状況（配置、植栽の状況等）

計画施設内は「東京都市計画 豊洲地区地区計画」に基づき適切に配置、植栽等（写真 6-36：上空、写真 6-37：詳細）を実施した。



写真 6-36



写真 6-37

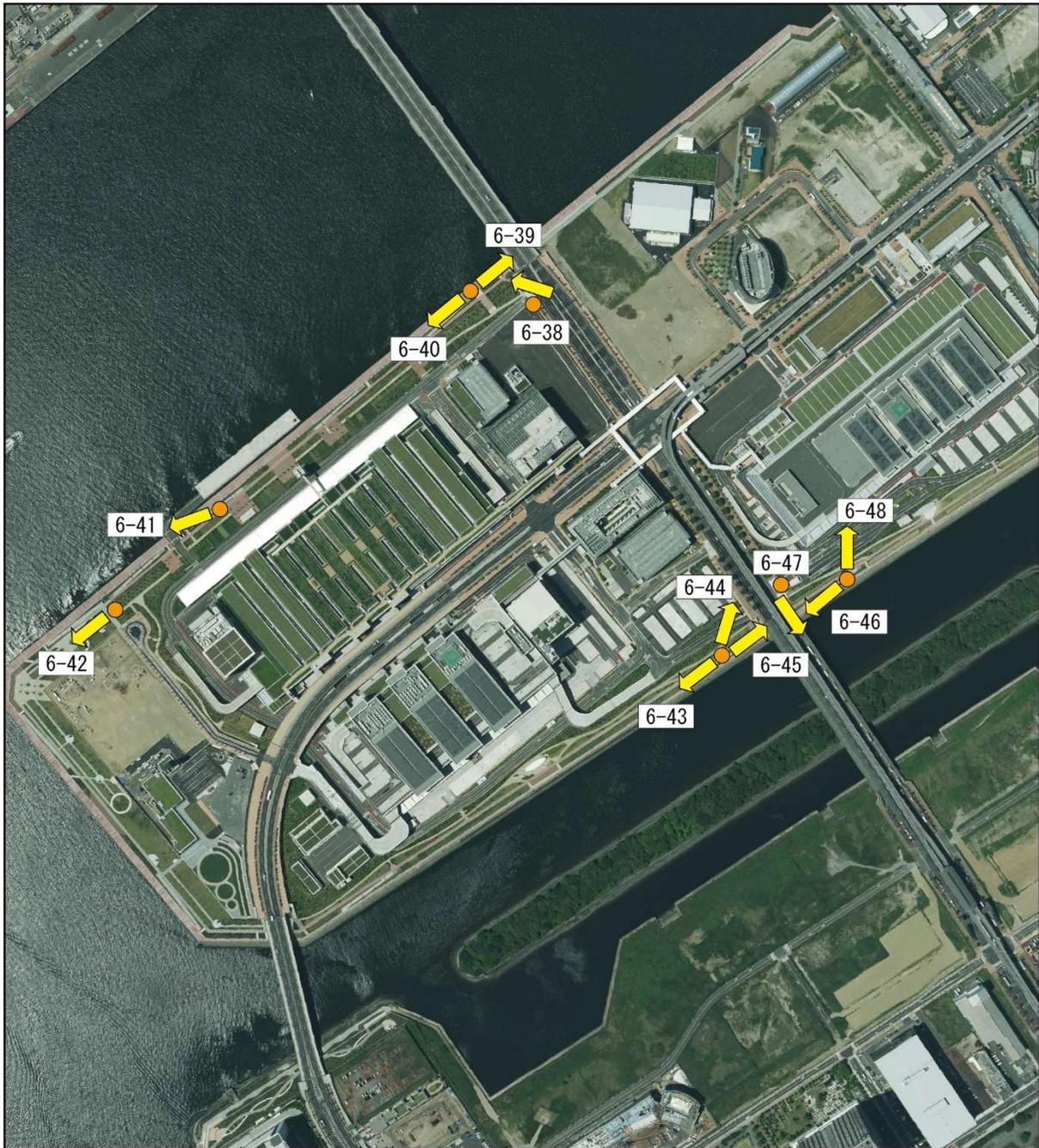
写真 7.6-5 計画建築物の状況

イ 水際線等の整備状況（施設内容、動線計画等）

計画地内及び計画地周辺では、水際線にウォーターフロント・プロムナードを整備し、都民が水に親しめる空間（ぐるり公園）を整備した（図 7.6-5、写真 6-38～写真 6-48）。ウォーターフロント・プロムナード及び幹線道路と立体交差する護岸道路の整備により、歩行者動線の利便性を向上させている。

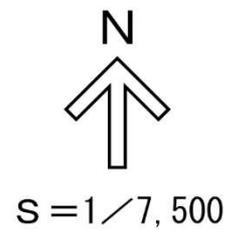
(3) 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 6.6-1（p. 40）に示したとおりである。



凡 例

- : 撮影位置
- ➔ : 撮影方向



注：本図は、国土地理院地図・空中写真閲覧サービスを用いて作成したものである。

図 7.6-5 撮影位置（水際線等の整備状況（施設内容、動線計画等））



写真 6-38



写真 6-39



写真 6-40



写真 6-41

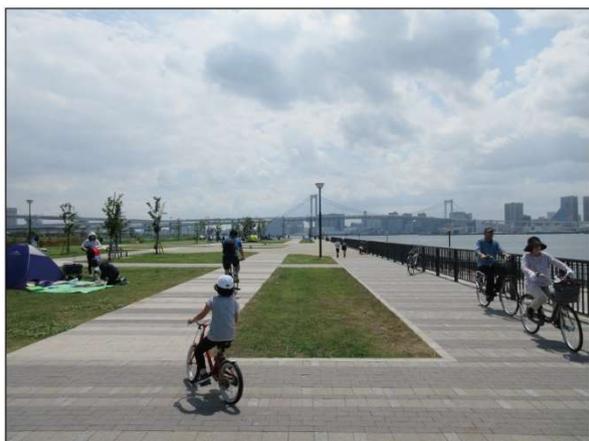


写真 6-42



写真 6-43

写真 7. 6-6(1) 水際線等の整備状況



写真 6-44



写真 6-45



写真 6-46



写真 6-47



写真 6-48

写真 7. 6-6(2) 水際線等の整備状況

7.6.5 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

(1) 既存の自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

調査地点（No. 1 から No. 3）では一部改修工事が行われていたが、予測結果と同様に、計画建築物の建設に伴う、既存の自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変はなかった。

(2) 既存の自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化及び触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

計画通りに、計画施設及び計画施設周辺に緑地の散策路や憩いの場、親水護岸、水際線のウォータープロムナード等が整備された。これにより、予測結果と同様に市場への来訪者等が既存の自然との触れ合える機能（ジョギングコースや歩道の整備による機能の拡大）が充実した。また、幹線道路と交差する護岸道路の整備等により、触れ合い活動の場までの利用経路の利便性が向上した。